

振動摩擦摩耗試験機 納入希望者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和8年6月16日

岡山県工業技術センター  
所長 窪田 真一郎

## 1 当該招請の趣旨

岡山県工業技術センターに導入予定の振動摩擦摩耗試験機について、別途入札を行うリース契約を締結するため、パーカー熱処理工業（株）（以下「特定の法人等」という。）を納入予定者として手続きを行うこととしているが、他の者で下記の応募要件を満たし、別添仕様書に該当する機器の納入を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3の応募要件及び機器の仕様を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人等への発注手続きに移行する。

なお、3の応募要件及び機器の仕様を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人等と当該応募者で見積合わせを実施する予定である。

## 2 機器の概要

- (1) 機器名 振動摩擦摩耗試験機
- (2) 仕様 別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和9年2月26日
- (4) 納入場所 岡山県工業技術センター（岡山市北区芳賀5301）

## 3 応募要件

### (1) 基本的要件

岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

- ① 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類6 機械器具類 小分類1 理化学機械」、「大分類6 機械器具類 小分類3 工事産業機器」、「大分類6 機械器具類 小分類5 精密機器」、「大分類6 機械器具類 小分類6 計測機器」「大分類6 機械器具類 小分類8 その他」のいずれかに該当すること。

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- ③ 審査要領に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ④ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- ⑤ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(2) 技術力に関する要件

過去 3 年以内に、対象機器の納入実績があること。

(3) 機密の保持

業務上知り得た情報に対して、業務契約中及び業務完了後において機密の保持が守られること。

#### 4 手続等

(1) 担当部局

〒701-1296 岡山市北区芳賀 5 3 0 1

岡山県工業技術センター 総務課 総務班

電話 086-286-9600 FAX 086-286-9630

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

・提出期限

令和 8 年 6 月 3 0 日（火）午後 5 時必着（閉庁日を除く）

・提出場所

（1）に同じ

・提出方法

持参及び郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出書類

・参加意思確認書

－当該機器に要する経費の見積書（内訳を添付）

－当該機器の仕様書

－過去 3 年間に於ける対象機器の納入実績（実績は契約書写しを添付）

－会社概要

## 5 審査方法

- (1) 参加意思確認書の提出があった応募者の応募要件を満たすか否かの判定並びに機器提案による納入者の決定は、別途設置する審査会において選定する。
- (2) 審査は提出された書類及び資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合がある。

## 6 その他

- (1) 応募に係る経費は全て応募者負担とする。
- (2) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (3) 提出書類について虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類等は情報公開の請求により開示することがある。
- (6) 本件の売買契約は、納入者とリース会社が締結するものである。